

さぬき市地域おこし協力隊 募集要項

令和7年1月 香川県さぬき市

活動地域 さぬき市津田地区、志度地区

香川県の東部にあるさぬき市は、北は穏やかな瀬戸内海、南は讃岐山脈や田園風景が広がり、温厚な気質と豊かな食文化などが息づいています。

そんなさぬき市では、瀬戸内国際芸術祭 2025 や大阪・関西万博を契機とした、新たな人の流れに対応するため、地域住民と連携・協力し、受入態勢の整備を補助し、これを通じて地域コミュニティの形成に取り組んでいただける方を募集します。

支援団体 一般社団法人さぬき市津田地区まちづくり協議会

各分野の専門家の力を借りながら、地域の賑わい創出などの様々なまちづくり活動を行っている団体です。令和4年度からは「空き家を活用した店舗経営及び地域コミュニティの形成補助」、令和5年度からは「関係人口の創出・拡大」をテーマとし、隊員とともにまちづくりに資する活動に取り組んでいます。

活動内容 **新たな人の流れの創出に伴う受入態勢の整備及び地域コミュニティの形成補助**

地域おこし協力隊員には、一般社団法人さぬき市津田地区まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）のサポートのもと、瀬戸内国際芸術祭の開催地域である津田地区、志度地区を対象として、新たな人の流れを受け入れる態勢整備を補助し、これを通じた地域の活性化に向けた活動をしていただきます。具体的な活動は次のとおりです。

○新たな人の流れを受け入れる態勢の整備

- ・新たな人の流れを受け入れる態勢等をテーマとし、地域住民と連携・協力した企画を立案、実施していただきます。
- ・地域を知ってもらい再訪したいと思ってもらうため、地域の魅力等について、SNS等を活用した情報発信や多言語化表示等に取り組んでいただきます。

○地域コミュニティの形成

住民と連携・協力した活動を通じて、津田地区、志度地区で活動する事業者や地域住民等のコミュニティ形成について取り組むとともに、協議会と連携した地域活性化に向けた取り組みも行っています。

活動のスケジュール（予定）

1年度目：瀬戸内国際芸術祭等の開催を通じた地域交流、地域活動へ参加

2年度目：新たな人の流れを受け入れる態勢整備、地域住民と連携・協力した活動の企画

3年度目：任期終了後に向けた準備、持続可能な仕組みづくり

※上記活動のほか、サブ活動（例：隊員個人の特技・技能などを活かした追加活動、隊員自身の将来的なさぬき市への定住に向けた活動など）の実施も認めます。

募集人員 1名

募集対象 次の要件（１）～（５）をすべて満たす方とします。

- （１） 次の①、②のいずれかに該当する方で、令和7年4月からさぬき市に住民票を移し、移住できる方
- ①総務省が定める地域おこし協力隊制度の適用地域※に居住され、住民票がある方
※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法又は沖縄振興特別措置法に規定する対象地域又は指定地域を有する市町村に生活の拠点を置かない人に限ります。
※適用する地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、さぬき市政策課にお問合せください。
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf)
- ②本市以外で「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱後1年以内）又は語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた方
- （２） 地域おこし協力隊の趣旨を理解し、住民と連携・協力しながら意欲的にまちづくりに取り組める方
- （３） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、地域になじむ意志を持って誠実に職務を遂行できる方
- （４） 普通自動車運転免許を有し、実際に運転することができる方
- （５） 活動終了後、さぬき市への定住を目指し継続的な地域貢献に意欲がある方

委嘱形態 さぬき市が地域おこし協力隊員として委嘱します。

- ・活動に当たっては、隊員の活動内容に応じた仕様書等を作成した上で業務委託契約を締結します。
- ・さぬき市との雇用関係はありません。
- ・活動時間に規定はありませんが、仕様書等に設定した目標や成果の進捗状況などを確認するため、活動実績報告書を毎月提出していただきます。
- ・地域おこし協力隊の活動に支障ない範囲で兼業を行うことができます。なお、兼業を行う際には届出等を提出していただきます。

待遇等 待遇・福利厚生は以下のとおりです。

- ・健康保険及び年金保険料等は自己負担となりますので、国民健康保険、国民年金に加入してください。
- ・居住場所については、協議会が物件を紹介します。家賃については、市の基準に則って支援します。（光熱水費等の生活に必要な費用は、隊員の負担です。）
- ・活動に必要な経費（消耗品費、研修会参加費等）については、協議会が予算の範囲以内で支援します。

委嘱期間 委嘱の日（令和7年4月1日予定）から令和8年3月31日までとします。
・令和7年度の活動状況や成果を勘案し、最長で令和9年度末までの間、委嘱期間を更新することができます。
・さぬき市と締結した委託契約の履行が困難となった場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

委託料 年額 3,168,000 円
・上記金額は委託限度額であり、委嘱期間が1年に満たない場合は、委託限度額を12で除した額に委嘱期間の月数を乗じた額とします。なお、委託料は所得税を源泉徴収して支払います。
※ 例えば、委嘱期間が11か月の場合は、年額2,904,000円となります。
・業務日報及び活動報告書を毎月作成・提出いただき、その内容を審査した上で委託料をお支払います。
・個人事業主となるため確定申告が必要になります。

審査方法 選考審査は随時実施します。
(1) 第1次選考（書類選考）
・書類選考の上、結果を文書で通知します。
(2) 第2次選考（オンライン面談）
・第1次選考合格者を対象に、第2次選考をオンライン上で行います。
実施日や実施方法、選考結果については個別に通知します。
(3) 体験プログラム
・第2次選考合格者を対象に、活動地域について理解を深め、隊員としての活動をイメージしていただくために体験プログラムを実施します。
実施日や実施方法については、個別に通知します。原則、第3次選考に併せて実施する予定です。
なお、募集時点では、令和7年2月28日（金）午後1時から3月2日（日）の3日間を予定しています。
(4) 第3次選考（面接）
・第2次選考合格者を対象に、第3次選考を実施します。
実施日や実施方法、選考結果については個別に通知します。
なお、募集時点では、令和7年3月3日（月）15時以降を予定しています。

応募受付 令和7年1月8日（水） から 令和7年2月19日（水） まで（必着）

応募方法 次の書類を応募先まで郵送してください。
(1) 応募用紙
(2) 住民票抄本（3か月以内に取得したもの）
・簡易書留など確実な方法で郵送してください。なお、応募書類等は返却しません。

応募等 〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385 番地 8
さぬき市 総務部 政策課 地域おこし協力隊 係
電話 087-894-1112
E-mail seisaku@city.sanuki.lg.jp